

◇ 領収書を分割した場合の飲食交際費の取扱い

Q : 飲食交際費の5,000円基準を満たすために領収書を分割したり、人数を水増ししたような場合はどのように取り扱われますか？

A : 事実の仮装があったことになりまので、重加算税の対象になるものと思われま。

【解説】

平成18年4月1日以後開始する事業年度からは、1人当たりの飲食接待費の額が5,000円以下のものは交際費等に含めなくてよく、5,000円を超えるものは交際費等に含めなければならなくなりました。

したがって、この5,000円基準が重要になるのですが、5,000円以下にするために、たとえば領収書を分割したり、人数を水増ししたりしますと、事実の仮装があったものとなりますので、それにかかる税額は重加算税の対象になるものと思われま。

また、次のような行為も仮装があったものとなりますので、重加算税の対象となるでしょう。

- ① 社内の者だけの飲食であるにもかかわらず、社外の者がいると偽った場合(社内の者だけの飲食はこの適用の対象外です)
- ② 飲食接待をした店において、他の席や他の時間帯に社員やその家族が飲食していたという場合で、その費用も含めて飲食費等としている場合

重加算税の税率は、次の税率です。

- ① 過少申告加算税に代えて課す場合・・・35%
- ② 無申告加算税に代えて課す場合・・・40%
- ③ 不納付加算税に代えて課す場合・・・35%

